

静岡県地球温暖化防止条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月30日

静岡県知事 石川 嘉延

## 静岡県規則第24号

静岡県地球温暖化防止条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、静岡県地球温暖化防止条例（平成19年静岡県条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

(特定事業者)

**第3条** 条例第12条第1項の規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4月1日においてエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第7条第2項に規定する第1種エネルギー管理指定工場又は省エネ法第17条第2項に規定する第2種エネルギー管理指定工場を県内に設置している者（次号及び第3号に掲げる者を除く。）
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア 小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者（以下「小売業者等」という。）であって、その県内に存するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量（前年度において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。）の合計が1,500キロリットル以上であるもの（当該事業所の数の10分の8以上の数の事業所が常態として24時間営業しているものに限り、イに掲げるものを除く。）
  - イ 親業者（小売業者等に対し、商号、商標その他の表示を使用する権利を与え、営業について指導、助言又は援助を行い、当該小売業者等からこれらの対価を得る者をいう。以下同じ。）であって、当該親業者及び加盟業者（小売業者等であって、当該親業者から、商号、商標その他の表示を使用する権利を得て、営業について指導、助言又は援助を受け、当該親業者にこれらの対価を支払うことを内容とする契約を締結しているものをいう。）の県内に存するすべての事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500キロリットル以上であるもの（当該事業所の数の10分の8以上の数の事業所が常態として24時間営業しているものに限る。）
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業を営む者であって、使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の前年度の末日における総数が、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
  - ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の台数が100台以上であること。
  - イ 道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（同号ハに規定する一般乗用旅客自動

車運送事業を除く。)の用に供する自動車の台数が100台以上であること。

ウ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が150台以上であること。

- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第5条第6号から第11号までに規定する事業所のいずれかを県内に設置している者であって、4月1日において常時使用する従業員の数が21人以上であるもの(前2号に掲げる者を除く。)

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

**第4条** 条例第12条第1項(同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。)の規定による温室効果ガス排出削減計画書の作成は、温室効果ガス排出削減計画書を提出する日の属する年度から3箇年度(以下「計画期間」という。)を対象とし、事業所(前条第2号及び第3号に掲げる者にあつては、事業者)ごとに、様式第1号による温室効果ガス排出削減計画書により行うものとする。

2 条例第12条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(第1号及び第2号に掲げる事項については、当該特定事業者が前条第1号又は第4号に掲げる者である場合に限る。)とする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 事業所において行われる事業
- (3) 計画期間
- (4) その他知事が必要と認める事項

3 条例第12条第1項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出は、計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

(変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出)

**第5条** 条例第12条第3項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出は、様式第1号による温室効果ガス排出削減計画書により、速やかに行うものとする。

(温室効果ガス排出削減報告書の作成等)

**第6条** 条例第13条の規定による温室効果ガス排出削減報告書の作成は、様式第2号による温室効果ガス排出削減報告書により行うものとする。

2 条例第13条の規定による温室効果ガス排出削減報告書の提出は、計画期間の各年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

(特定大規模事業所)

**第7条** 条例第16条第1項の規則で定める事業所は、4月1日において常時使用される従業員の数が1,000人以上の事業所(同日における当該従業員の数の10分の6以上の数の従業員が自家用自動車のみで通勤しているものに限る。)とする。

(自動車通勤環境配慮計画書の作成等)

**第8条** 条例第16条第1項(同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。)の規定による自動車通勤環境配慮計画書の作成は、自動車通勤環境配慮計画書を提出する日の属する年度から3箇年度(以下「配慮計画期間」という。)を対象とし、事業所ごとに、様式第3号による自動車通勤環境配慮計画書により行うものとする。

2 条例第16条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特定大規模事業所に最寄りの駅
- (2) 前号の最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間
- (3) 配慮計画期間
- (4) 4月1日において常時使用する従業員の数
- (5) 前号の従業員のうち、自家用自動車のみで当該特定大規模事業所に通勤する従業員の数
- (6) その他知事が必要と認める事項

3 条例第16条第1項の規定による自動車通勤環境配慮計画書の提出は、配慮計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。

(変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出)

**第9条** 条例第16条第3項の規定による変更後の自動車通勤環境配慮計画書の提出は、様式第3号による自動車通勤環境配慮計画書により、速やかに行うものとする。

(自動車通勤環境配慮計画実績報告書の作成等)

**第10条** 条例第17条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の作成は、様式第4号による自動車通勤環境配慮計画実績報告書により行うものとする。

2 条例第17条の規定による自動車通勤環境配慮計画実績報告書の提出は、配慮計画期間の各年度の翌年度の6月末日までに行うものとする。

(特定機械器具)

**第11条** 条例第21条第1項の規則で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

- (1) エアコンディショナー (エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 (昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。)第21条第2号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹き形でウィンド形のもの、ウォール形のもの及び壁掛け形のをいう。以下同じ。)
- (2) テレビジョン受信機 (省エネ法施行令第21条第4号に掲げるテレビジョン受信機をいう。以下同じ。)
- (3) 電気冷蔵庫 (省エネ法施行令第21条第10号に掲げる電気冷蔵庫をいう。以下同じ。)

(特定機械器具販売事業者に該当することとなる販売台数)

**第12条** 条例第21条第1項の規則で定める台数は、前条各号に掲げる特定機械器具の区分ごとに、それぞれ5台とする。

(省エネルギー性能情報に関する表示)

**第13条** 条例第21条第1項の規定による省エネルギー性能情報の表示は、次の各号に掲げる特定機械器具の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) エアコンディショナー エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置 (平成18年経済産業省告示第258号。以下「経済産業省告示」という。)1-2(4)に規定する別に定める様式
- (2) テレビジョン受信機 経済産業省告示3-2(4)に規定する別に定める様式
- (3) 電気冷蔵庫 経済産業省告示7-2(4)に規定する別に定める様式

(新車に係る説明事項)

**第14条** 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量
- (2) 燃料の種別及び燃料消費率  
(特定建築主に該当することとなる新築等の規模)

**第15条** 条例第24条第1項の規則で定める規模は、床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートルとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

**第16条** 条例第24条第1項（同条第2項においてその例による場合を含む。第3項において同じ。）の規定による建築物環境配慮計画書の作成は、様式第5号による建築物環境配慮計画書により行うものとする。

2 条例第24条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該建築物の設計者に関する事項
- (2) 建築物環境配慮計画書を作成した者の氏名及び連絡先
- (3) 工事完了の予定年月日
- (4) 当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置の評価に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

3 条例第24条第1項の規定による建築物環境配慮計画書の提出は、当該建築物の新築等に係る工事に着手しようとする日の21日前までに行うものとし、提出部数は2部とする。

(変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出)

**第17条** 条例第24条第3項の規定による変更に係る事項を記載した建築物環境配慮計画書の提出は、様式第5号による建築物環境配慮計画書により行うものとし、提出部数は2部とする。

2 前項の場合において、条例第24条第1項第3号若しくは第4号又は前条第2項第4号に掲げる事項を変更しようとする場合にあつては、当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前までに行うものとする。

(工事完了の届出)

**第18条** 条例第25条の規定による工事の完了の届出は、様式第6号による建築物工事完了届出書により、速やかに行うものとする。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

**第19条** 条例第26条の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 当該建築物の名称及び所在地
- (2) 当該建築物の概要
- (3) 当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置
- (4) 当該建築物に講ずる建築物に係る環境配慮措置の評価に関する事項
- (5) その他知事が必要と認める事項

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、平成19年度を初年度とする計画期間の温室効果ガス排出削減計画書の作成及び提出については、同条第1項中「3箇年度」とあるのは「4箇年度」と、同条第3項中「計画期間の初年度の7月末日」とあるのは「平成19年10月末日」とする。この場合において、様式第1号の書式を調整して使用するものとする。
- 3 第8条の規定にかかわらず、平成19年度を初年度とする配慮計画期間の自動車通勤環境配慮計画書の作成及び提出については、同条第1項中「3箇年度」とあるのは「4箇年度」と、同条第3項中「配慮計画期間の初年度の7月末日」とあるのは「平成19年10月末日」とする。この場合において、様式第3号の書式を調整して使用するものとする。
- 4 この規則の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認（同法第6条の2第1項の規定により、同法第6条第1項の規定による確認とみなされる場合を含む。）の申請書の提出若しくは同法第18条第2項の規定による通知（以下これらを「申請書の提出等」という。）を行い、又は同法第6条第1項の確認済証（同法第6条の2第1項の規定により、同法第6条第1項の確認済証とみなされる場合を含む。）の交付若しくは同法第18条第3項の確認済証の交付（以下これらを「確認済証の交付」という。）を受けている特定建築主の当該申請書の提出等又は当該確認済証の交付に係る建築物の新築等については、第16条第3項中「当該建築物の新築等に係る工事に着手しようとする日の21日前までに」とあるのは「この規則の施行の日以後、速やかに」とする。

様式第1号（第4条、第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）  
 温室効果ガス排出削減計画書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ④

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 }

第1項

静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項の規定により、次のとおり提出します。

第3項

特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 )
事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号 )
該当する事業者要件	静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号（県内事業所数 事業所） <input type="checkbox"/> 第3号（自動車保有台数 台） <input type="checkbox"/> 第4号（該当する温室効果ガスの種類 ）	
事業所において行われる事業		
計画の内容	別紙のとおり	

(注)

- 1 静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号又は第4号に該当する事業者は、対象となる事業所ごとに提出すること。
- 2 該当する□にレ印を記入すること。
- 3 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

(別紙)

計画期間	年度 ～ 年度			
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する年度ごとの措置	年度	措置の内容	
温室効果ガスの排出の量の削減目標	区分	基準年度 ( ) 年度	目標年度 ( ) 年度	対基準年度比 (%)
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス 排出量 A	(二酸化炭素換算 (t))	(二酸化炭素換算 (t))	
	<input type="checkbox"/> 原単位排出量 A/B			
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排 出量と密接な関 係を持つ値 B	( )	( )	
特記事項				

備考

- 1 「基準年度」は計画期間の初年度の前年度とし、「目標年度」は計画期間の最終年度とすること。
- 2 「温室効果ガスの排出の量の削減目標」欄については、削減目標を立てるに当たって指標とするものを「区分」の欄からいずれか選択し、該当する□にレ印を記入すること。この場合において、「原単位排出量 A/B」を選択した場合においても「温室効果ガス排出量 A」の値は記入すること。
- 3 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施する年度ごとの措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間以前に地球温暖化の防止のために取り組んできたこと等を記入すること。

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

温室効果ガス排出削減報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ④

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 }

静岡県地球温暖化防止条例第13条の規定により、次のとおり提出します。

特定事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 )
事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号 )
該当する事業者要件	静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (県内事業所数 事業所) <input type="checkbox"/> 第3号 (自動車保有台数 台) <input type="checkbox"/> 第4号 (該当する温室効果ガスの種類 )	
事業所において行われる事業		
計画の内容	別紙のとおり	

(注)

- 1 静岡県地球温暖化防止条例施行規則第3条第1号又は第4号に該当する事業者は、対象となる事業所ごとに提出すること。
- 2 該当する□にレ印を記入すること。

(別紙)

実施年度		年度				
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置						
温室効果ガスの排出の量の削減実績	区分	基準年度 ( ) 年度	目標年度 ( ) 年度	対基準年度比 (%)	実施年度 ( ) 年度	対基準年度比 (実績) (%)
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス 排出量 A	(二酸化炭素換算 (t))	(二酸化炭素換算 (t))		(二酸化炭素換算 (t))	
	<input type="checkbox"/> 原単位排出量 A/B					
	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排 出量と密接な関 係を持つ値 B	( )	( )		( )	
	(摘要)					
特記事項						

備考

- 「基準年度」欄、「目標年度」欄及び「対基準年度比」欄には、温室効果ガス排出削減計画書（当該計画書を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出削減計画書）に記入した数値を転記すること。
- 「摘要」には、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した理由（計画期間の最終年度に係る報告にあっては、削減目標が達成できなかった理由等を含む。）を記入すること。
- 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施した措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

様式第3号（第8条、第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

自動車通勤環境配慮計画書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ㊦

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 }

第1項

静岡県地球温暖化防止条例第16条第2項の規定により、次のとおり提出します。

第3項

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 )
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号 )
最寄りの駅		
最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間	(所要時間 分)	
計画の内容	別紙のとおり	

(注) 変更の場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

(別紙)

配慮計画期間	年度 ～ 年度			
	年度	措置の内容		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施する年度ごとの措置				
自家用自動車による通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	人	Aのうち自家用自動車のみで通勤する者の数 B	人
	$(B/A) \times 100$			%
特記事項				

備考

- 1 「常時使用する従業員の数 A」欄には、4月1日現在の従業員数を記入すること。
- 2 「特記事項」欄には、配慮計画期間以前に従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために取り組んできたこと等を記入すること。

様式第4号（第10条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）  
自動車通勤環境配慮計画実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所 { 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 } ㊟

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 }

静岡県地球温暖化防止条例第17条の規定により、次のとおり提出します。

特定大規模事業者	氏名 (名称及び代表者の氏名)	
	住所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 )
特定大規模事業所	名称	
	所在地	〒 (電話番号 )
最寄りの駅		
最寄りの駅から特定大規模事業所までの交通手段及びその所要時間	(所要時間 分)	
計画の実施状況	別紙のとおり	

(別紙)

実施年度	年度		
従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置			
自家用自動車による通勤の状況	区分	計画策定年度 ( ) 年度	実施年度 ( ) 年度
	常時使用する従業員の数 A	人	人
	Aのうち自家用自動車のみで通勤する者の数 B	人	人
	$(B/A) \times 100$	%	%
特記事項			

備考

- 1 「計画策定年度」欄には、自動車通勤環境配慮計画書に記入した数値を転記すること。
- 2 「実施年度」欄には、3月31日現在の数を記入すること。
- 3 「特記事項」欄には、従業員の通勤に自家用自動車を使用されることに伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置が実施できなかった場合に、その理由等を記入すること。

様式第5号（第16条、第17条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

静岡県知事

又 は 氏 名 様

市 町 長

住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ④

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 }

第1項

静岡県地球温暖化防止条例第24条第2項の規定により、次のとおり提出します。

第3項

特定建築主	フリガナ	
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
	住 所 (主たる事務所の所在地)	〒 (電話番号 )
設 計 者	フリガナ	
	氏 名	
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	建 築 士 事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号
建築物環境配慮 計画書作成者	フリガナ	
	氏 名	
	連 絡 先	〒 (電話番号 )

建築物の名称及び所在地		フリガナ	
		名 称	
		所 在 地	〒
建 築 物 の 概 要	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	
	床面積の合計	提出該当部分 (            m <sup>2</sup> )	該当以外の部分 (            m <sup>2</sup> )
	用 途 区 分	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 物販店 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> 集会所 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 住宅	
	構 造		
	高さ及び階数	m (地上      階 地下      階)	
工事着手予定年月日		年	月      日
工事完了予定年月日		年	月      日
建築物に係る環境配慮措置の内容			
建築物に係る環境配慮措置の評価			
確認申請書提出年月日 又は計画通知年月日		年	月      日
受 付 番 号		第	号
備 考			
※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 該当する□にレ印を記入すること。
- 3 変更の場合にあっては、当該変更に係る事項についてのみ記入すること。
- 4 「受付番号」欄には、変更の場合に限り、当初の建築物環境配慮計画書の受付番号を記入すること。

様式第6号（第18条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

建築物工事完了届出書

年 月 日

静岡県知事

又 は 氏 名 様

市 町 長

住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名 ㊟

{ 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を  
自署する場合は、押印は不要です。 }

静岡県地球温暖化防止条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築主	フリガナ	
	氏 名 (名称及び代表者の氏名)	
	住 所 (主たる事務所の所在地)	〒  (電話番号 )
設 計 者	フリガナ	
	氏 名	
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	建 築 士 事務所名	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 第 号
	所在地	〒  (電話番号 )
建築物環境配慮 計画書作成者	フリガナ	
	氏 名	
	連 絡 先	〒  (電話番号 )

建築物の名称及び所在地	フリガナ	
	名 称	
	所 在 地	〒
受 付 番 号	第 号	
工事完了年月日	年 月 日	
備 考		
※ 受 付 欄	※ 特 記 欄	

(注)

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 「受付番号」欄には、当初の建築物環境配慮計画書の受付番号を記入すること。